

## CASBEE 評価認証機関認定制度要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、建築環境総合性能評価システム CASBEE（以下「CASBEE」という。）による建築物の総合的環境性能評価が適切に行われていることを認証する機関を一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）が認定することにより、CASBEE の適正な運用と普及を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

#### 一 評価認証

CASBEE による建築物の総合的環境性能評価が適切に行われていることを認証することをいう。

#### 二 認証機関

財団より認定を受けた評価認証を行う者をいう。

#### 三 評価認証の区分

認証機関がその業務を行うことができる範囲として別に定めるもの。

#### 四 評価員

CASBEE 評価員登録制度要綱に基づく評価員（CASBEE 建築評価員及び CASBEE 戸建評価員）、並びに CASBEE 不動産評価員登録制度要綱に基づく評価員（CASBEE 不動産評価員）をいう。

#### 五 選任評価員

評価認証の区分に応じた評価員であり、かつ第11条に基づき認証機関より評価認証に関する業務を行うものとして選任された者をいう。

### (認定の申請)

第3条 認証機関の認定を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、財団の理事長（以下「理事長」という。）あて、別記様式により認定の申請を行うものとする。

2 申請者は、別に定める認定に要する費用を財団に納入するものとする。

### (認定委員会における審査)

第4条 前条の申請があった場合には、理事長は、CASBEE 評価認証機関認定委員会（以下「認定委員会」という。）に申請者が認証機関として適格か否かの判断を求めるものとする。

### (審査結果の報告)

第5条 前条の求めがあった場合には、認定委員会は、申請者が認証機関として適格か否かを審査し、その結果を理事長に報告するものとする。

(理事長による認定)

第6条 理事長は、認定委員会から申請者が認証機関として適格であるとの報告を受けた場合は、申請者を認証機関として認定することが出来る。

2 前項の認定をした場合、理事長は、別記様式による認定書を申請者に交付するものとする。

(欠格条項)

第7条 申請者の役員のうち次の各号のいずれかに該当する者があるときは、認定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第23条の規定により認定を取り消された法人の役員であった者で、その取り消しの日から起算して二年を経過しない者

(認定の基準)

第8条 申請者が認証機関として適格であると判断する基準は次の通りとする。

- 一 選任評価員が2名以上存すること。
- 二 職員、設備、評価認証の業務の実施方法その他評価認証の業務の実施に関する計画が、評価認証の業務の的確な実施のために適切であること。
- 三 前号の評価認証の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 四 役員、構成員又は職員の構成が、評価認証の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 評価認証の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって評価認証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 前各号に定めるもののほか、評価認証の業務を行うにつき十分な的確性を有するものであること。

(認定の公示等)

第9条 理事長は、認定をしたときは、認定をした日付、認証機関の名称及び住所、並びに評価認証の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 認証機関は、その名称、住所、代表者の氏名、評価認証の業務を行う事務所の所在地、選任評価員の氏名、役員の名、評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名、評価認証の区分、評価認証の業務を行う区域等を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 理事長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の更新)

第10条 認証機関は、5年ごとに認定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その

効力を失う。

2 第3条から第9条の規定は、前項の更新の場合について準用する。

#### (選任評価員の選任と解任)

第11条 認証機関が評価認証を行うときは、選任評価員を選任し、その業務を行わせなければならない。

2 選任評価員のうち少なくとも1名は認証機関に所属する常勤職員でなければいけない。

3 認証機関は、選任評価員を選任し、又は解任したときは、その旨を理事長に届出なければならない。

4 理事長は、選任評価員が第13条に定める認証業務規程に違反したとき、又は評価認証に関し著しく不適當な行為をしたときは、認証機関に対しその選任評価員を解任すべきことを命ずることができる。

#### (秘密保持義務等)

第12条 認証機関の役職員(評価員を含む。)及び委員等の関係者並びにこれらのものであった者は、評価認証の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

#### (認証業務規程)

第13条 認証機関は、評価認証の業務に関する規程(以下「認証業務規程」という。)を定め、認証業務の開始前に、理事長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認証業務規程には、評価認証の業務の実施の方法、評価認証の業務に関する料金その他理事長が別に定める事項を定めておかななければならない。

3 理事長は、第一項の規定による届出のあった認証業務規程が、この要綱の規定に従って評価認証の業務を公正かつ的確に実施する上で不適當であり、又は不適當となったと認めるときは、その認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

#### (評価認証の区分等の揭示)

第14条 認証機関は、評価認証の区分その他理事長が定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

#### (認証書等の交付)

第15条 認証機関は、評価認証を行った場合は、別に定める規程に基づき「認証書」に「評価結果」と「認証票」を付して交付するものとする。

2 認証機関から交付された認証書、評価結果、認証票の使用方法については別に定める。

#### (認証票の使用料)

第16条 認証機関は、別に定める「認証票」の使用料を財団に納めるものとする。

(実績報告)

- 第17条 認証機関は、認証を行った場合には1ヶ月毎に前月の評価認証の業務実績を理事長に報告する。
- 2 認証機関は、認証を行った場合には速やかに認証取得者に対して、財団への認証物件一覧の掲載承諾書の提出を求めるものとする。
  - 3 第1項における報告の方法等については別に定める。

(公表)

- 第18条 財団は、認証取得者より前条第2項に定める掲載承諾書の提出があった場合には、速やかにその内容を公表する。
- 2 前項における公表の方法等については別に定める。

(帳簿の備付け等)

- 第19条 認証機関は、理事長が別に定めるところにより、評価認証の業務に関する事項を記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、認証機関は、理事長が別に定めるところにより、評価認証の業務に関する書類を保存しなければならない。

(監督命令)

- 第20条 理事長は、評価認証の業務の公正かつ的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、認証機関に対し、評価認証の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

- 第21条 認証機関は、業務の公正かつ的確な実施を確保するため、定期的に自ら内部監査を行うものとする。
- 2 理事長は、必要に応じて前項による内部監査の結果や評価認証の業務状況、若しくは経理の状況に関し認証機関に報告を求めることができる。認証機関は報告の求めがあった場合には、速やかにその結果を財団に報告しなければならない。

(認証業務の休廃止等)

- 第22条 認証機関は、評価認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、理事長が別に定めるところにより、あらかじめ、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 2 理事長は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し等)

- 第23条 理事長は、認証機関が第7条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消さなければならない。
- 2 理事長は、認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて評価認証の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
    - 一 第9条第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第15条、第18条

第1項、第20条の規定に違反したとき。

二 第14条第1項の認証業務規程によらないで評価認証の業務を行ったとき。

三 第11条第3項、第14条第3項又は第21条の規定による命令に違反したとき。

四 第8条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 評価認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価認証の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により認定を受けたとき。

3 理事長は、前二項の規定により認定を取り消し、又は前項の規定により評価認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(その他)

第24条 地方公共団体が評価認証の業務を行うために第3条の申請をした場合には、本要綱に定める認証機関に準じて当該地方公共団体を認証機関とすることができる。

2 前項の実施に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

第25条 この要綱に定める他、CASBEE 評価認証機関認定制度の運営上必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年11月8日より施行する。

改正 平成20年5月30日

改正 平成25年8月7日

改正 平成27年5月19日

改正 平成27年12月22日

CASBEE 評価認証機関認定申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第 3 条に基づき、CASBEE 評価認証機関認定を申請します。

1. 認定を受けようとする評価認証の区分 (CASBEE 評価認証機関認定制度要綱施行規則第 1 条第一号から第三号に掲げる区分)
2. 評価認証の業務を行う事務所の名称及び所在地
3. 選任評価員の氏名
4. 役員の氏名
5. 評価認証を行う部門の管理者の氏名
6. 評価認証を行う区域
7. 評価認証の業務を開始しようとする年月日

添付書類

- (1) 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
  - (2) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書
  - (3) 役員の氏名及び略歴
  - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (5) 事務所の所在地を記載した書類
  - (6) 選任評価員となる者の氏名及び略歴
  - (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - (8) 評価認証の業務の実施に関する計画を記載した書類
- その他参考となる事項を記載した書類

CASBEE 評価認証機関認定書

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名 殿

標記の者は CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第6条の規定に基づき、  
下記により CASBEE 評価認証機関として認定します。

記

機 関 名 :

認定番号 :

評価認証の区分 :

対象地区 :

期 間 : 自 (年月日 (認定日の翌日))

至 (年月日 (5年後))

(年月日)

一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構

理 事 長 印

CASBEE 評価認証機関変更届出書

（年月日）

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

下記のとおり

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 評価認証を行う事務所の所在地
- (3) 選任評価員の氏名
- (4) 役員の氏名（申請者が法人である場合に限る）
- (5) 評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名
- (6) 評価認証の区分
- (7) 評価認証の業務を行う区域

を変更するので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第9条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

2. 変更理由



CASBEE 評価認証機関認定更新申請書

(年月日)

財団理事長 殿

申請者の住所

申請者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

認定の更新を受けたいので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第10条第1項の規定に基づき、申請します。

1. 認定番号
2. 認定の有効期限           年   月   日
3. 評価認証の区分
4. 評価認証を行う事務所の所在地
5. 選任評価員の氏名
6. 役員の氏名 (申請者が法人である場合に限る)
7. 評価認証の業務を行う部門の管理者の氏名
8. 評価認証の業務を行う区域

CASBEE 認証業務規程届出書

(年月日)

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

認証業務規程を定めたので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第14条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

CASBEE 認証業務規程変更届出書

(年月日)

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

認証業務規程を変更したので、CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第14条第1項の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

CASBEE 認証機関業務休廃止届出書

(年月日)

財団理事長 殿

届出者の住所

届出者の氏名又は名称

印

代表者の氏名

CASBEE 評価認証機関認定制度要綱第22条第1項の規定に基づき、評価認証の業務の一部（全部）の休止（廃止）をするので次のとおり届け出ます。

1. 休止（廃止）しようとする評価認証の業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止（廃止）の理由